

平成25年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成25年8月28日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

傍聴の方たちも早朝よりおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 道下和茂君と10番 中村重光君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

4番 船渡洋子君の発言を許します。

4番（船渡洋子君）

おはようございます。

今期最後の一般質問ということで、またトップバッターということで、まだ心の準備ができていないといいますが、緊張しております。よろしく願いいたします。

最初に、通告に従って質問させていただきますが、防災対策についてお尋ねをいたします。

先般、市の総合防災訓練が雨の中とり行われまして、本当にそれぞれがそれぞれの思いで、この訓練に参加をさせていただきました。本当に大変ありがとうございました。

通告の1番ですが、災害時要援護者の避難対策についてということでお尋ねをいたします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が、さきの通常国会で成立いたしました。

改正法では、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待されます。名簿は、本人の同意を得た上で、消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとして

います。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては、秘密保持の義務もあわせて求めています。名簿の整備、共有は、避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組みは自治体の入念な準備にかかっています。

本市における取り組みはどのような取り組みでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

おはようございます。

災害時要援護者の避難対策についてお答えいたします。

まず、私ども本巢市の災害時要援護者台帳についてでございますが、この台帳につきましては、福祉敬愛課におきまして、国のガイドラインというものがございまして、これに基づきまして、御本人の同意をいただく方式により作成しております。平常時から、私ども防災部局と福祉部局ということで、その情報を共有しているところでございます。

今回の法改正につきましては、災害発生時に配慮を必要とされる方のうち、みずから避難することが困難な方で、特に配慮を必要とされる避難行動要支援者、この方たちの名簿作成が義務化されております。

市といたしましては、災害発生時には、こういった避難行動要支援者の方々の安否確認や速やかな避難が行えるように、現在作成しておりますこの災害時要援護者台帳を活用して、地域における災害時の援護者の情報伝達、それから避難誘導、救助等の体制づくりにつきまして、自主防災組織、民生児童委員さん、消防署、消防団、警察、並びに市民皆様方の協力を得ながら進めてまいるといふふうに今は取り組んでおります。よろしくお願いたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4 番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

まだこれからいろいろ検討をしていく段階で、あらあらは決まっても、個々の人に対して、誰がその人を案内していくのかとか、いろんな細かい、一人一人状況が違うわけですので、押しなべてというわけにはいかないと思います。そういう意味でしっかりと自主防災組織と、また民生委員の方等、また個人的に親しくしてみえる方とか、この人にはこの人をお願いねというような、本当に個々のしっかりとした計画が今後必要ではないかなあというふうに思います。

それで、国のほうのガイドラインといいますか、有識者の報告によりますと、名簿づくりということが今お話がありました。そして、福祉サービスの早期再開ということで、既に老人ホームとか、そういうところへデイサービスに行ってみえる方とか、そういう方は、常日ごろそういうことでも

きていると思いますが、そういった方とか、また自分で支援をしてくださいということが言えない方、またそういった情報が、独居の方とか、全く入ってこないような方への連絡とか、そういった細かいことをきちっとシミュレーションしながらやっていかないといけないのではないかなというふうに思います。そういった意味で、避難所は、一番中心になっていかれる方も、被災に遭ったというときに、誰もが避難所の運営を速やかにできるという、そういった手引を作成していくという話も聞いております。そして、避難所に相談窓口を設置していくということとか、また備蓄品の中にアレルギー対応の非常食をつくるとか、そういった細々としたことが、今後国のほうからも、こういうふうにしたほうがいいのかというような話があるかと思いますが、それに従って、市としてもきめ細かく、そのとおりに幾ら計画を立ててもいかない場合もあるかと思いますが、常日ごろにそういった方と接触をしていくということが大事でないかなというふうに思いますので、その点について、今後お考えがありましたらお尋ねをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

ただいま議員の御提案ですと、先ほど申しましたように、現在つくっております名簿につきましては、御同意をいただいた方という中での名簿作成ですが、この名簿にまだ登載されておみえにならない独居の方ですとか高齢世代の方、こういった方をどう拾い上げて名簿にまず登載するか。それから、ここにつきましては、また福祉部局のほうと、そういった方々への対応については取り組みたいと思っております。

また、避難所の運営につきましては、市のほうでも避難所運営マニュアルといったものも用意してございます。そうした中でも、例えば学校が避難所になったときに、どの教室を高齢者の方用の部屋にして使う。また、赤ちゃんがお見えになると授乳の部屋とか、こういった対応ができるように現在マニュアルの中で取り組みはいたしております、これの運営が実際起きたときにいかにスムーズに運営できるかというところでの訓練、こういったものにつきましては、また防災訓練の折に、それぞれ各学校の持ち場で対応していただきたいというふうには思っております。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4 番（舩渡洋子君）

ありがとうございます。

これは、今の東北の震災の後に少し新聞に載ったことなんです、助けが要る人ほどいづらひのはおかしいという見出しで、助けが必要な人ほど避難所にいづらく、支援が受けにくいのはおかしい。東日本大震災の津波で自宅を失った岩手県大船渡市の女性は、自閉症の長男 22歳ですが

と避難所や福祉施設を転々とした日々を振り返った。震災の日、車で近所の学校の体育館に向かった。見知らぬ人たちが集まり、騒然とする館内に、長男が落ちつける場所はなかった。やむなくエンジンをかけたままの車の中に泊まった。食料や毛布の配給は知らされず、受け取れなかった。ガソリンが尽き、翌日には体育館に入ることに。体を動かす場所と覚えていた長男は、館内を走り回り、他の避難者から走らせるなどなされた。萎縮する長男を見て、数日後には他の避難所へ、お年寄りらが身を寄せる福祉施設にも行ったが、お年寄りの身の回りの世話まですることという、そんなことが新聞で書いてあったんですけど、本当に一人一人の状況が違って、こういった緊急時に一人一人に手厚くというのはなかなか無理かとは思いますが、常日ごろその人のことをよくわかっていれば、そういったこともしっかり手当ができるのではないかな、在宅で避難を試みえる方にも、そういった物資等が援助できるような体制をつくっていくということも、国のガイドラインで示されていると思いますので、またそういった点もあわせて今後よろしく願いいたします。

次に2番目の、災害時の備蓄品として、コンパクトに収納しておける段ボール製品が有効と考えます。

例えば段ボールベッド、24個の段ボール箱を並べた形で、長さ195センチ、幅90センチ、高さ35センチで、100キロ程度の重さまで耐えられ、箱の中に衣類など収納することもできます。折り畳んだ状態で保管しておけるものです。高齢者が避難所で床にマットなどを敷いて寝ることは、周りを歩く人の振動で熟睡できなかつたり、起き上がり困難等の問題解決にもなると思います。

また、避難所での生活で一番問題となる、健康面からも一番大切なトイレの問題も、段ボールトイレの活用が望ましいと思います。特に高齢者や子ども、障害のある方は、外の仮設トイレに行くことはかなり負担になり、避難所となる学校、体育館などのトイレは和式の場合も多く、段ボールトイレは洋式で、1回ごとに凝固剤で固め、10回から15回ごとにポリ袋を取りかえます。段ボール製の便座等のトイレ本体は繰り返し使用できるもので、また和式トイレにも設置していきます。こうしたものを備品に加えるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

災害時に活用できる段ボール製品の備蓄ということでございますが、今議員さんから御提案いただきました段ボール製品につきましては、市としましても、避難所における災害時の備品ということで大変有効であるというふうに考えておりまして、平成24年、昨年6月25日に、こうした段ボール製品の製造業者でございますセッツカートン株式会社という会社がございまして、この会社と本業市との間で、岐阜県内では初めてということになります。災害時における支援協力に関する協定というものを締結いたしまして、避難所生活に、簡易ベッドとか、それから間仕切り用のつい立

て、こういったことに活用できます段ボール製品の提供、これにつきまして支援を得るということで、締結はもう済ませております。

また、段ボール製品のボックストイレということでございますが、こういったものにつきまして、昨年度、各学校に設置しました防災備蓄倉庫の中に既に備蓄しておりまして、凝固剤等につきましては、今後も計画的にその配備を進めていきたいというふうに考えております。

なお、避難所での生活面、健康面から、トイレに関する問題点ということで御提議いただきましたが、避難所となります小・中学校の体育館のトイレにつきましては、平成24年度より和式から洋式への改修ですとか、あと障害のある方へ配慮したブースの設置、こういった整備に順次取り組んでいるところでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

既にそのように準備をしているということで、よろしくお願いたします。

次に、災害時の避難誘導に、子どもたちの安全のため、ヘルメットか防災頭巾を保育所、幼稚園、小学校、中学校に配備しておく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

保育園、幼稚園、小・中学校にヘルメットや防災頭巾を配備してはという御質問でございますが、地震が発生した場合、まず机の下に潜るなど、身を守るための初期行動をとることが大切ですが、ヘルメットや防災頭巾は、そうした大きな揺れがおさまった次の段階で、頭部を保護する目的で使用するものでございます。

しかしながら、小学校、中学校の場合におきましては、音楽室や理科室などの移動教室で学習をしていたり、昼休みに教師がいない体育館で活動しているときなど、災害が起きたときの状況はさまざまであることを想定する必要があります。固定した場所に置いてあるヘルメットや防災頭巾の利用は、そういう場合困難になります。そのため、市内の小・中学校においては、身近なものを使い落下物から身を守るため、運動帽子や教科書、かばんなどで頭部を保護しながら避難する訓練を実施しております。近隣の市町村におきましても、そのような理由から、教育委員会として小・中学校にヘルメットや防災頭巾を配備しているところはない状況でございます。本巢市におきましても、小学校、中学校におきましては導入する計画は持っておりませんが、実際に大きな地震が発生したとき、子どもたちが緊急避難をする際に、天井材や蛍光灯などが落下したり、ガラスの飛散が

起きることがないように、ハード面の施策として、今年度より2年間で、非常構造部材の耐震化を図るよう進めているところでございます。

一方、園につきましては、自分で判断し行動することが困難な幼小の子どもさんをお預かりしていることや、定まった部屋で過ごすことが多いから、他市町の状況等を参考に、今後、防災頭巾の導入を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

私たち自治会でも、自治会のヘルメットをそれぞれ1軒に2年がかりで2個ずつですかね、1個ずつ渡していただきました。そういう意味からも、第2、第3段階かもしれませんが、ヘルメット等もあれば無駄ではないということになると思いますので、かぶった子とかぶらん子とおったとか、そういうことになっていけなかなとは思いますが、今後またそういう訓練もしっかり、身近に頭を防ぐものがあればいいんですけども、なかなかそれも、かばんとか何かも、今言われた体育館で活動するときにかばんなんてないわけですから、いつどんなことが起きてもいいようなことも想定をして、そういうこともしっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

そして、保育園、幼稚園児には、ぜひとも防災頭巾等を備えつけといいますか、一人一人が持っているということじゃなくても、年度がわりにはまた次の子たちというような形でいいかと思いますが、一度そういったこともよく練習等、避難訓練等されるときに、しっかりとそういったことも頭に置いて進めていていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

続きまして、東日本大震災以降、その機能と役割に注目が集まっている消防バイクについてお伺いします。

この質問は、以前江崎議員が行われて、見事にだめと言われたと言ってみえましたが、今、本巣市の中に、本当にここのところ何かあったときに消防車が通れるのかなと思うような箇所がいっぱいあります。そういうときは、人が背負って入っていくというようなことになるのかなというふうに思ったりしているわけですが、そういうところなんか、消防バイクがあると本当にスムーズに初期消火ができるのではないかなあということを常々思っていました。

最大の特徴である機動力を生かし、渋滞や倒壊建物、道路陥没などの交通網が寸断される通常車両が走行できない状況下に出動し、被害状況の情報収集を行うことが主な役割です。車体前方には赤色灯とサイレンが設置されて、緊急走行が可能である上、初期消火などに対応するため、後方部分には小型消火器2本、簡易救急キットも装備されています。こうした消防バイクは必要であり、配備すべきと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

消防バイクの配備について、お答えさせていただきます。

地震や火事などの災害時に、建物が倒壊したり、また道路が陥没したということなどで、道路網が寸断されるなど消防車両が通行できない、そうした状況下におきましては、その機動力を生かし、迅速な各種活動ができる消防活動用のバイク、これの有用性につきましては、今議員もおっしゃいました、昨年の定例会の一般質問におきましても同様の御提案をいただきまして、本巢市消防事務組合へ助言を行ってきたところでございます。

ところが、本巢市消防事務組合といたしましては、現在保有しております装備、それから人員、こういったものを有効活用することで、消防活動用バイクの役割を担うことが可能であるという判断をされておられまして、導入の検討はこれまでも行っておられませんが、また今後も導入の考えはないということでございます。よろしくお願いたします。

〔４番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

４番（船渡洋子君）

阪神大震災のときですが、災害の後、バイク隊を組みまして、救援物資とか、本当に大活躍をしたということをお聞きしております。頭から十分バイクにかわる装備ができていう、ちょっとその辺がどういう装備なのかなというふうに思いますが、頭から必要ないんじゃないかと、やはりあらゆる手段といいますが、そういうものも検討していくということが、まず命を守る消防の役割ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも今後、検討ぐらいはしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、２番目の子ども安心カードについてお尋ねをいたします。

せんだって食物アレルギーで不幸な事件が起きたわけですが、そんなことから、小・中学校などで児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に提携できるよう、子どもの病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードを作成し、運用を始めました。A４判の１枚の安心カードには、市教育委員会と消防本部の名称を併記して、保護者の勤務先ほか緊急の連絡先や、子どもがこれまでにかった病気、服用薬、各種アレルギーの有無、かかりつけ医療機関の連絡先などが記載をされています。緊急時に救急隊員へカードを提供するため、保護者に個人情報の外部提供同意書を配布、同意を得た場合に限りカードを回収し、運用をスタートさせました。カードは、緊急時の対応以外に使用せず、幼稚園と中学校は３年間、小学校では６年間それぞれ保管し、管理を徹底し、卒園、卒業時等に家庭に返却する仕組みになっています。緊急時に救急隊員へ速やかに情報提供できることで、医療関係者が早い段階で適切な処置ができることを消防長は語ってみえます。特に、アレルギー疾患は緊急を要する場合が多く、正確な情報が欠

かせません。このため、個人情報の更新については、年度当初や変更が生じた際に修正をします。市教育委員会の担当者は、緊急時は現場が混乱すること考えられるとし、一刻を争うときのやりとりに安心カードは非常に有効と話しておみえです。子どもの命を守るための施策として導入できないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、ただいまいただきました子ども安心カードの御提案についてお答えをさせていただきます。

現在、本巢市内の園、学校全てでございますけれども、子どもを救急搬送しなければならない事態に迅速に対応できますように、病歴、そして持病、アレルギーの有無、そしてかかりつけの病院や、学校で負傷したり発病した際に搬送を希望する病院名、そして緊急連絡先、これは保護者の緊急連絡先でございますけれども、そういう情報を取りまとめました健康管理カードを、毎年保護者の了解を得て更新をしております。そして、各学校で常備しております、起こってはならないわけでございますけれども、万が一の緊急の場合には、職員がこのカードを持ちまして、救急車に同乗して、救急隊員、そしてお医者さんのほうへ情報提供を行う体制をとっております。このカードは、幼稚園、保育園、入園から卒園まで、また小学校1年生から中学校3年生まで継続して活用しているわけございまして、ただいま議員のほうから御紹介をいただきました子ども安心カードの取り組みと同様の効果が期待できるものというふうに私どもは考えておりますので、どうか御安心いただけたらということをお思っているところでございます。

また、近年、お話にもございましたんですけれども、食物アレルギーを持つ子どもへの園、学校での対応についても御心配をいただいているところでございますが、本巢市の園、学校におきましては、食物アレルギーを持ちます対象者一人一人につきまして、医師の指示をいただいた管理表を教室のほうに常備しております、給食時間における予防的な対応、それから万が一の場合迅速に対応できる体制、これを整えておりますので、あわせて御紹介をさせていただきます。

以上でございますが、子どもの命を守るためということで、園、学校ともに体制を整えておりますことを御報告申し上げさせていただきます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

それにかわるものを既に作成をしているということで、お話をいただきました。

今質問させていただいた子ども安心カードというのは、群馬の渋川市で全国で初めて取り組みを

されたということで、このカードを導入して、救急車が来て、搬送時間というのは確実に短縮をされたという、そんな事案もあります。そこの渋川市の教育委員会の方も、今教育長が言われたことと同様のお答えが最初あったそうです。既に健康管理表や生活管理指導表があるから、それで十分であると、そのようにおっしゃってみえたそうです。ただ今回、渋川市は、消防署からの提案といいますが、救急で運ばれる消防署と教育委員会が連携をとって物事に当たっていくという、そこにお母さんたちがとても安心ができるという、それこそアレルギーの方ばかりじゃなくて、心臓病を持っているお子さんのお母さんとか、そういったいろんな細かいことを、全部を救急隊員に見せるとかということじゃなくて、本当に必要なことだけ健康カードに書いて提示をするという、そういったことでお母さんたちがすごく安心をされているという、そんな話も伺いました。

教育長のほうからのお話は、救急車で運ばれるときには、職員がそのカードを持って一緒に救急車に乗っていったという、そんな話がありましたので、そこまで手厚くやっていただければ、それにかわることなんだなあというふうには思います。今後とも、あってはならないことが万が一起きたときには速やかに対処をしていただきたい、このことをお願いして、子ども安心カードについての質問は終わらせていただきます。

最後に、本巣市特産品富有柿についてということで、市長さんにお尋ねをしたいと思います。

2期目の議員生活の中での一般質問の最後の質問は、やはり市長さんにというふうに思いまして、市長にお尋ねしたいと思います。

本当にこのことは私ばかりじゃなく、本当に市長も心を痛めてみえることなんだろうなあ、そんなふうに思いながら質問させていただきますが、今まで丹精を込めてつくってこられた柿農家の方たちが高齢化をし、後継者もなく、やむなくやめられていくことに対して、市として何か対策を考えておられますかという質問です。

本当に最近も、ああ、ここの柿の木も切ってしまったんだと、そんなふうに思うところが数々あります。当初私も、ああ、後継者が見えないから柿続けていけないんだなあ、その程度にしか思っていなかったんですが、ある方から、ことしの収穫を終えて柿を続けていけないという、そんなお声を聞いて、そのときにその方が、本当に本巣市のブランドである、特産品である富有柿を守ってかなきゃいけない、そんな思いで、おじいさんが亡くなって、おばあさんが後をやって、そして私たちも手伝っているが、とてもじゃないけれども体が高齢化してもたないし、やむなくやめなくてはいけないという。このままいくと、柿農家の人と同じ思いでどんどんどんどん減っていつてしまう。そうしたときに、本巣市の特産品の富有柿というのがだんだん少なくなってしまうのではないかと。そのことをとても憂えていますという、そんなお話でした。そのことを聞いたときに、私もああそうやと。ただ傍観的に、継ぐ人がいないでやめられるんだなあ、そんな程度にしか思っていなかったことに、本当に考えが浅かったなあというふうに反省をしたわけですが、当然市長さんは、そんなことを重々思って指揮をとってみえると思います。今後何かよい対策を、またそういった柿をずうっとつくり続けてきた人が本当に希望を持てるような、そんな思いがありましたら、ぜひともお話をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、舩渡洋子議員のほうから富有柿の現状とか振興策ということでお尋ねがございました。

今、舩渡議員のお話にありましたような認識を私も持っていました。私も、本巢市特産の富有柿がこのままじり貧になっていくというような、大変な憂いている一人でもございます。何とかしたい、そんなふうに思いをいたしております。その前に、現状と、現在取り組んでいることを少しお答えをさせていきたいというふうに思っております。

まず、特産の富有柿につきましては、先ほどもお話しでございますように、生産者の高齢化というのがどんどん進んでいくと同時に、価格も大変安くなっているということで、だんだんと価格の低迷ということもございまして、担い手がどんどん減ってきておるという状況で、栽培面積の減少というのが出ております。統計を見ていると如実に出ておりますが、農林業センサスで見ますと、平成17年におけます柿の栽培農家数というのは本巢市で831戸、352ヘクタールございました。これが5年後の平成22年の農林業センサスによりますと、721戸、317ヘクタールということで、5年間で110戸の農家と、それから面積にして35ヘクタール減少している状況でございます。

こうした耕作地の減少への対策ということで、手をこまねいていたわけではないんですけれども、今まで国の施策がございまして、担い手への農地集積事業、いわゆるお米なんかと同じようでも、農地を集積する、そういう事業に取り組んできたり、それからまた振興会等へ作業の受委託というようなこともやらせていただいたり、またシルバー人材センターに作業請負というようなこともやっていただくような取り組みというのをやってきております。そこでも、我々市としても支援をさせていただきながら、やらせていただいております。と同時に、新規就農者ですとか、それから女性ですね。男性だけじゃなく、女性の皆さん方にも技術向上を図るというようなことでの技術栽培研修会というようなことも開催しながら、産地をサポートする取り組みというのをやってきておりますが、先ほど来お話がございまして、こういったメインとなっておりました振興会等の皆さん方の高齢化も進んできております。また、新規就農者というのも思ったよりもふえてきていないということで、耕作地の減少への取り組みというのがいまいち我々の思っているような状況に進んでいないというのが現状でございます。

一方、せっかく富有柿といういいブランド品がある。これからも柿栽培を続けていくというためには、やはり稼げる柿づくりというのでも支援していかなくちゃいけないというようなこと、そして、これは消費者のニーズに合った柿をつくっていくということになるかと思っておりますけれども、こうした取り組みといたしましては、近年、新品種でございます「太秋」とか「早秋」、こういったものへ柿の品種の転換というのが進んでおります。こういった品種転換への改植に対しまして、市の助成というのでも5年間行うような形で、今、新品種の栽培面積の増加というのを図ってきております。徐々にそういった切りかえというのでも、全体の面積は減っておりますけれども、品種はどん

どんとかわってきている状況でもございます。と同時に、太秋、早秋、読んで字のごとく、通常の富有柿とはちょっと収穫時期も早くなるということで、いわゆる柿づくりの作業の分散化、平年度化というのにもあわせて貢献するというので、今この辺の取り組みを進めさせていただいているところでもございます。

なかなか妙案がございませんけれども、今後も県の農業技術センターの御指導もいただきながら、また柿の消費者ニーズに合ったような品種改良、そういった新しいものを積極的に導入するというようなこと。そしてまた、柿の樹園地の集積化、あるいは人にやっていただくにしても、できるだけまとめた形でやっていただけるような集積化。それからまた作業も、振興会ですとかシルバーですとか、そういった方々に受委託をしやすい、そういうような環境を整備することによって、これからは本巢市のブランドでもございます富有柿を守っていきたいし、また本巢市がこれからは柿の産地として全国にしっかりと名が残っていくように努力していきたいというふうに思っております。なかなか一発逆転というんですか、思い当たりませんが、地道ながらできることは精いっぱい、こういった品種改良、そしてまた作業の効率化等々も含めて、一生懸命支援させていただき、また柿振興会の皆さん方とも協力しながら進めていきたいし、またPR等も積極的に行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

４番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

一番最初そこに立たれたときに、大きくため息をつかれた市長の思いがひしひしと伝わってきますが、本当に市にとっても大変大きな問題ではないかなというふうに思います。ぜひともまた柿農家の方たちが、本当にそういうことを思いながら、それでも歯を食いしばってやってみえるという、そんなところの手当ても、声をかけるだけでも頑張れるんじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

これをもって、私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、５番 臼井悦子君の発言を許します。

５番（臼井悦子君）

それでは、通告によりまして質問をさせていただきます。

初めに、市の文化財についてであります。

現在、市の文化財につきましては、合併前の各町村の文化財をそのまま引き続き保護されていると思いますが、特に有形文化財であります樹木におきましては、枝が折れたり、幹が朽ちたり、指定当時とは姿形は異なってきております。また、管理するにも御苦労があると感じております。

現在、市における文化財のうち、指定樹木の実態はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

現在の市における文化財のうち、指定樹木の実態についてという御質問ですが、現在、本巢市の指定文化財は全部で100件ほどございますが、そのうち、議員御質問の指定樹木につきましては24本でございます。その24本の内訳は、個人所有が6本、神社等の所有が17本、本巢市所有が1本となっております。また、種類といたしましては、杉が7本、イチョウが3本、桜が2本、そのほかにはケヤキ、カシ、サルスベリなどがございまして、12本でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

ただいま、100件の文化財のうち24本の樹木ということをお聞きいたしました。その中に、私が特に感じましたのは、今の発表した種類の中にはなかったんですが、金木犀であります。

以前、私も本巢市教育委員会で文化財のほうを担当しておりましたが、その当時は大変きれいな花が咲いておりました。けれども、現在、本当に枝葉が折れて大変な状況にあることを確認しまして、少し寂しい気持ちがありました。そういうような木はほかにもあると思いますし、またその木の中にも、特にもうだめじゃないかなと思っていた木が皮だけ残して大変な勢いで頑張っているカシの木もありました。そのように、木というのはやはり生き物ですから、人間と同じように年月を経ればいろんな変化をいたします。

特に、市として今後文化財を見直す予定はございますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

文化財の見直しの予定についてという御質問ですが、文化財の指定解除等につきましては、市の文化財保護条例第24条により、特殊な場合でない限り解除等は困難とされておりますが、先ほど議員からもありましたが、現在、本巢市の指定文化財は、平成17年に所有者の同意を得て、合併前の市町の指定を受け継ぐ形で市の指定を行っております。町村時代の指定におきましては、文化財の価値について検証が十分行われていないものも含まれております。

このようなことから、市の文化財保護審議会において、再度全ての文化財の価値を検証する必要があるとの御指摘をいただいておりますこともあり、来年度以降に指定樹木を含む全ての指定文化財について、専門家等の意見も聞きながら指定価値を順次検証することで見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5 番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

大変指定解除というのは難しいものということは承知しております。それでも、やはり管理者が年老いて、その辺のところをきちっと管理できないという大変不安もあると思います。

今後、管理体制につきましては市としてどのようにされるのか。今までは樹木医さんたち、本巢市には優秀な樹木医の先生がおられますので、そういう方に相談しながら管理してまいったと思いますが、今後の管理体制につきましてもどのようにされるのか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

今後の管理体制という御質問ですが、現在、市では、文化財の管理につきましては、文化財保護審議会委員による巡視を行ってきて、その報告に基づき保護・保存に努めております。

また、樹木の管理につきましては、所有者である個人または団体が行っておりますので、そのための管理支援として、所有者に対し年間 1 万円の管理者料を支払っております。

さらに、先ほどもお話がありましたが、樹木において診断が必要な場合には樹木医に診断を依頼しており、保護再生事業などを行う必要がある場合は、10万円以上の事業費で 2 分の 1 の費用を市文化財保護事業補助金交付要綱に基づいて助成をしておりますので、今後の管理につきましても従来と同様に進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5 番（臼井悦子君）

それでは、今お答えいただきましたように、やはり高齢化になっておりますので、管理者が高齢の場合大変なことだと思っておりますので、そのあたりも十分考慮いただきまして、市のほうも管理体制をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、2 つ目の質問に入らせていただきます。

先ほど、舩渡議員はとりわけハード面での防災を質問されたように思います。私の場合は、それに反してソフト面の防災についての質問をさせていただきます。

防災意識の高揚と被災地への支援についてであります。

平成 21 年 3 月 11 日の午後 2 時 46 分、東日本大震災後、日本中が防災対策に関してさらなる見直しを図っている今日、本巢市においても被災地への助成など支援はあるものの、それぞれの防災に対

する意識の高揚はどうか、改めて認識をしていきたいと思えます。

初めに、市として、各地域の防災に関する啓発はどのように進めておられるのか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、各地域の防災に関する啓発についてお答えいたします。

この各地域の防災に関する啓発ということでございますが、まず市の地域防災計画でございますが、この中におきましては、自発的な防災活動の促進としまして、防災思想の普及、自主防災組織の育成と強化、それからボランティア対策を位置づけておりまして、市民、地域、事業者、学校、行政等の取り組みとそれぞれの役割を定めるとともに、市民の防災意識を向上させる目標ということで、家庭及び事業者等で定期的に防災点検が実施されるとともに、各世代に応じた防災教育を推進することということにしております。

そうした中で、毎年実施しております市の総合防災訓練ですが、この訓練の中では、自主防災組織の活動に重点を置いた防災訓練の実施のほか、これまでに洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、こういったものを配付するなどいたしまして、防災をそれぞれ御家庭でも考えていただくという上で必要な自助・共助の考え方を広めまして、市民の皆様方の防災意識の高揚に努めているところでございます。

また、今年度より新たに防災士育成事業ということで、市の職員ですが、今年度は2名、防災士の資格試験に合格いたしました。現在、その資格取得の手続きを行っているところでございますが、今後につきましては、この職員、防災士でございますが、出前講座といったものに積極的に出席いたしまして、防災に関する啓発をさらに進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

先ごろ防災訓練がありました。あいにく雨だったので、どんな訓練があるかなということを考えておりましたら、やはり室内での訓練でした。

1つには、毎年行っております消火器の訓練もありました。また室内では、毛布と竹を使っての担架をつくるという大変いい訓練でした。そしてもう1つは、三角巾を使っての負傷者の方への対処というような訓練を行いました。大変この内容につきましては、例年いろんな内容を消防署の方から教わっておりますので、本当にいい訓練になっていると思えます。

また、そういうようなものを通して、皆さんの意識の高揚も図っていくものと思えます。市とし

ても防災士が2名ということで、今後本当に期待していきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

震災後、市におきましては、職員の派遣など担当被災地の人的支援、また物資、義援金などの支援を行ってこられました。私も、女性のボランティアの仲間とともに、バザーとか手づくり品の収益を義援金として毎年送り続けております。

また、先ごろ8月11日には、もとすつなぐ会のボランティアグループの主催で「花は咲く」プロジェクトが開催されました。ぬくもりの里で、多くの皆さん、大人、子どもが大合唱をし、東北支援として歌を届けようというのに参加しましたが、市民活動の熱気に感動してまいりました。

本巢市としましては、被災地への支援はどのように行われておりますか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

被災地の支援ということでお尋ねいただいております。

市としましての東日本大震災被災地への支援ということでございますが、まず物的な支援ということでございますが、震災発生直後、市民の皆様から寄せられましたタオル、紙おむつなどの支援物資、それから、それまで市の備蓄品ということで備蓄しておりました品々を、段ボールで延べにしまして546箱送らせていただいております。

また、金銭的な支援としましては、各庁舎や各公民館の窓口などで義援金を募りまして、今月の20日現在でございますが約2,553万円ほど、これを日本赤十字社岐阜県支部を通じまして、同様に被災地に送らせていただいております。この義援金の募集につきましては、今年度末まで続けて行うことといたしております。

また、この義援金とは別になりますが、平成23年度ですが、市として全国市長会を通じまして1,000万円を寄附させていただくとともに、23年度に市内で開催されました各種イベント会場での募金、それから、今議員からお話ございました各種団体から、それから市内の自治会、こういったところからの義援金、これが約794万円ほどございました。これを震災孤児及び遺児への就学資金ということで、これは岩手県の釜石市へ寄附いたしております。

次に人的支援ということでございますが、これも被災自治体からの要請に基づきまして、震災発生の翌月、4月からになりますが、これまでに陸前高田市及び釜石市へ5名の保健師を派遣し、今年度も保健師1名を釜石市に派遣する予定といたしております。

また、これも発生の翌年度、平成23年度ですが、福島県のいわき市に被災家屋の状況調査ということで、一般職員8名を派遣しております。

今後被災地からの要請に対しましては積極的に協力し、支援を継続していきたいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

震災後、引き続き、この市におきましても義援金など、また市民活動などによるボランティア活動による被災地への支援が行われていることに対して敬意を表しております。

もし、仮にこのまちに突然の災害が起きた場合、やはり職員、地域のリーダーが先頭に立って安全と処理に対処しなければならないと考えます。そういった場合を想定して、職員、もちろん市民も含めて意識の高揚と対策はどのように手段をとっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、防災意識の高揚ということでの市の職員の意識の高揚と、その対策ということでございます。

市の職員に対します意識の高揚対策というものにつきましては、先ほどから全職員に対しまして研修会というものを行いまして、市の地域防災計画というものをしっかりと職員には内容を知っていただくというようなことで取り組んでおります。今回も、市の地域防災計画の変更を行いましたので、それにつきましても、全職員対象には研修会等を通じて防災計画の周知徹底を図ったところでございます。

また、先ほど来お話に出ておりますように、市の防災訓練にも全職員を参加させまして、それぞれ防災意識の高揚といわゆる市民の安全・安心を確保するための実践訓練というのにも取り組んできておるところでもございます。

さらに職員に対しまして、こういった防災訓練等だけでなく、常日ごろからやはり危機意識を持ってやる必要があるという思いから、初動態勢をしっかりと確認をしたいというようなことで、先日、抜き打ちでいわゆるメール配信による非常参集訓練というようなこともやらせていただいております。

こういったことを通じて、常日ごろから職員に防災への意識を高め、そして、迅速に行動できるような訓練にも取り組んでいるところでもございます。

また、職員の実践訓練の技術、こういったものも向上させるというようなことから、昨年の11月に、越美山系砂防事務所、また岐阜県等と合同で大規模な土砂災害に対する合同の防災訓練というものも実施をさせていただいております。市の職員として、総務課とか建設課とか根尾総合支所等の職員が31名ほど参加をしまして、土砂災害に対する対応というものの訓練もさせていただいたところでございます。

こうした職員の技術のそれぞれの向上というのもこれから毎年やっていきたいし、また今年度も

積極的に参加をして、技術の向上、市民の安全・安心を確保するための実践訓練をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、それと同時に、先ほど総務部長のほうからお話もございましたけれども、職員の防災意識を高めるということのために、今年度2名の職員に防災士の資格を取得させたところでもございます。来年度以降も計画的に職員に防災士の資格を取得させて、市の防災活動というのに生かしていくと同時に、市の職員自身も防災への意識を高める。そういうものに生かしていきたいと同時に、市民の皆様にも、先ほどもお話にもありましたように、出前講座等でも積極的に参加させていただいて、市民の皆さん方にも生かしてまいりたい。こういうことによりまして、市民の皆さんにやると同時に、自分自身の防災意識のいわゆる高揚、そして職員の意識改革というのにもつながっていくというふうに思っていますので、これからもハード、ソフト両面にわたりまして職員にしっかりと意識の高揚をさせ、そしてまた、市民の安全・安心をしっかりと守っていきける、そういった体制をこれからもとっていきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

白井君。

5番（白井悦子君）

ありがとうございます。

1つ、職員の意識改革につながるものというふうに市長さんがおっしゃったので、そのことに関して少し私の気持ちをお伝えしたいと思います。

少し長くなりますが、御容赦ください。

ことしの7月15日、16日の2日間にわたりまして、岩手県陸前高田市の災害現場を私と舩渡議員と2人で訪れました。陸前高田市の議員の方からのぜひとも来てみてくださいというお誘いをいただきましたので、私自身この目で見せていただき、どんな支援ができるのかを考えてみたいと思っておりましたので、行ってまいりました。本巣市を出て8時間近くかかりましたが、幸い気仙沼まで出迎えてくださったので、その日に現地を全て案内していただきました。

陸前高田市と申しますと、岩手県でも本当に多くの命をなくされた地域でございます。荒れ果てた草一面のかつての住宅地は、本当に分別された瓦れきの山でした。あちこちでブルドーザーやダンプが本当に躍動しておりました。災害から2年4カ月たったこの日、本当に復興は遠いなあということをつくづく感じて見てまいりました。

その折に、地元の議員さんから3冊の本を紹介されました。幸い2冊だけプレハブ書店で購入できました。ぜひともこの地で本を買ってください、この地でお土産も買ってくださいと、お金を落としてくださいという議員の願いもあって、何とか、じゃあ本を買おうということでプレハブ書店で購入しました。2冊とも陸前高田の戸羽太市長さんが書かれたもので、幸い2冊しかなかったものですから、私もその折にその本を2冊買ってまいりました。

戸羽市長さんは、本当に本人も被災者でございます。本はこちらにあります。本の紹介で大変申

しわけないんですけれども、被災地の方の本ということで「被災地の本当の話をしよう」、それから「がんばっぺし!」、これは向こうの方言だと思います。これも2冊が戸羽太市長さんの書かれたものであります。その「被災地の本当の話をしよう」というのを、本当に読み始めたらとまらない。やっぱりしみじみと心に伝わってくるものがあります。わずか175ページです。地震災害復旧・復興の未来予想図に至るまでをつづられています。

この本から多くのことを知らされ、多くのことを感じさせられ、災害について学ばせていただきました。現地の議員さんも、この本を読んで陸前高田市を忘れないでほしいと言われました。恐らくどの被災地もそういう気持ちだと思います。また、そのことが精神的な支援につながるのではないかと私は思いました。みずからも被災者である市長さんの訴えの中から、私たちが災害で犠牲者を出さない、防災の意識を高めていきたいと考えます。

こういった考えから、前日、市長さんにもこの本をお見せいたしましたので、今までの私の思いとどのようにお感じになられたか、一言で結構ですので、ちょっとお答えいただきたいと思います。簡単で結構ですので、申しわけございません。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の臼井議員のお話にございました戸羽市長の本につきましても、私も読ませていただきました。今の陸前高田の市長さんというのは大変な被害に遭って、奥さんが亡くなったのも顧みず、そしてまた職員と一緒にずっと市の対策本部で頑張っ、そして陣頭指揮をとられたというようなことは、新聞、マスコミ等々でずっと報道で知っております。そして、職員も五十数名、大半多くの職員も一緒に亡くなっている中で、悲しみをしっかりこらえながらやってこられた市長さんだということで認識をいたしております。先日、そういう関係がございまして、本も読ませていただきました。やはり災害というのは、なかなか我々が思っている以上のことが起こるということ、やっぱり想定外、いわゆる想定というのは災害に対してはもうそれは無理だということをやはり改めてその本を読んで感じたところでもございます。

これからは、災害を防止するのではなくて、いわゆる被害を減らす減災、そういう方法がやはりこれからもしっかりと求められているだろうと思いますし、それと同時に、被害などに遭ったときには、トップを含めて市の職員がその後のところというのはしっかりとやっていかなきゃならない。そして、市民の皆さん方からしっかりと頼られる、そういった市の組織でなければならないということはこの本を通じて感じたところでもございます。

その中のほうには、いろいろと現在の法律、法規制等々ですぐに迅速にやってほしい、やりたいことというのがなかなかできなくて、本当にじくじたる思いをしながら対策に取り組んだという心情もいっぱいあちこちで書いてございます。多分、同じ立場になれば同じようなことを感じるだろうなということをお願いしながら見させていただきました。やはり災害時にはこうした法律とか法規制

というのは、やはり超法規的な部分ということも考えていかなければ、スムーズに被害対応、そして災害対策というのはできないということ戸羽市長のこの本の中からも感じたところでもあります。これからもそういったことも踏まえながら、これから市の防災対策というのにまた生かしていきたいというふうに思っております。簡単ですけども、以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5 番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

本当にこういうものを読んで、また学ぶという、それぞれが自分で感じて、防災に対して何かを体に身につけるといことが大変私は大事じゃないかということを思います。本巣市を担うよきリーダーとして、職員の皆様方もぜひ市民の安全を我々とともに守ってほしいと思います。今後は市民協働ということを実際に大事にして、みんなでこの本巣市を守っていききたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、あの時計で10時30分からしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは会議を再開いたします。

続きまして、6 番 高田文一君の発言を許します。

6 番（高田文一君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして順次お伺いをしたいと思います。

今回は大きくわづか2つの項目でございますので、すばらしい回答を期待しながら、今期最後の質問をさせていただきます。

そのうちの1件の、本巣保育園及び西保育園の跡地利用計画につきましては、昨年もお聞きをしております。昨年のお答えの中では、今後有効利用を図るように検討をしていくということでございましたし、取り壊して更地にすると。取り壊すには耐震審査やら調査等の結果がございましたので、そういうことだったというふうに思っております。

そういう答弁をいただいておりますし、聞くところによりますと、その後、地域といいますが、関係者といいましょうか、地元の人たちからも要望が出たように聞いておりますので、そういう人たちのお考えやら希望なども考慮していただきながら答弁がいただけるのではないかとこのように

期待をしております。

そういうことで、前回もちょっと触れましたが、本巢保育園、西保育園についても、長いことその地で地域の人たちの見守りの中でその姿を続けてきておりますね。本巢はもう既に38年、前年度でございますけど、前年度で38年間。西保育園につきましても34年間と、長きにわたり地域の人たちの目的のために施設運営がなされてきたということでございますので、今後のそういう取り壊しながら更地の計画につきましても、どうぞ周囲の景観といいますか、そういうことに十分考慮していただけるとありがたいなと思っています。

先ほど、臼井議員の文化財という話もございましたが、本巢保育園の周囲にはやっぱり文化財がございますし、忠魂碑であったり、桜の木があったり、あるいは現況の保存をしていただけないかといいますのは、園庭の中にある古い桜とか、入り口にございます旧小学校の門柱なども懐かしい姿ではないかと思っています。さらに、裏山の、昔戦争中にございました監視所の跡のある大平山なども一つの将来の調和をとれる景観ではないかというふうに思っています。そういう意味で、できれば広くいろんな人たちが集えるような広場と申しましょうか、そういうのがいいのかなあと、私は個人的にはそう思っています。

また、西保育園につきましても、周囲の景観というのは、御存じのように席田川の蛍保護であったり、ほたる公園であったり、あそこも少し最近枯れてはきていますけど古い桜の木があったり、非常に自然環境がいいところではないかと思っていますし、近年、先ほど舩渡議員、臼井議員が質問されておりますように、防災・減災のことも考えれば、一時避難所的な広場であってもいいような、そういう思いを多分に持っております。

そんなことで、最初に、両施設跡地の活用計画は今どのように考えておられるか、お聞きをしたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、本巢保育園と西保育園の跡地利用計画についての御質問に対してお答え申し上げたいと思えます。

本巢保育園と西保育園の跡地利用につきましては、先ほど高田議員のほうからお話もございましたように、地域の自治会から、いずれも公園とか広場としての活用について御要望をいただいておりますところもございます。

その自治会の皆さん方の御提案の内容を少し申し上げたいと思えますけれども、本巢保育園につきましては、隣接する歴史ある文殊八幡神社とか、先ほどもお話がございましたように、市が天然記念物として指定しておりますシイの大木、それから桜等々もありますので、そうした環境を生かした公園、広場としたらどうだろうか。それからまた、すぐ裏山を使って文殊山ハイキングコースというのをずうっと延長をして使ったらどうか、そのときの南の玄関口としてこの場所を使

ったらどうだろうかというような御提案をいただいております。

また、西保育園につきましては、先ほど高田議員のお話にございましたように、災害時の避難場所というような活用もありますけれども、今あるほたる公園と連携した公園広場ということもあわせて使ったらどうだろうかという御提案をいただいております。

また、きょうも高田議員から御質問がありますけれども、昨年の3月の議会でも高田議員から解体後の跡地利用計画についての御質問がございまして、そのときに高田議員のほうから、周辺環境を十分に考慮するとかということとか、また地域の意見を聞いて有効活用を図ったらどうだとか、また地域でそういうことをする場合には地域でも協働を進めていくというようなこともやったらどうだろうかという御提案もいただいております。

こうしたそれぞれの地域の自治会からの御要望、そしてまた高田議員の提案等も踏まえまして、本巢といたしましては、既存の擁壁やフェンスといった管理上必要な工作物、また樹木など、再利用可能なものはある程度残した上で園舎を解体をしたい。その後、当面管理する上で最低限必要とされる修繕を行いまして、当面は広場として地域に開放していくというふうにはしていきたいなど。そして、引き続き、市民協働指針に沿う形で、住民の皆さん方の御意見を聞く、いわゆる住民ワークショップというようなことも開催するなどいたしまして、地域の声をお聞きして、公園化に向けて、その後必要となります屋外便所ですとか休憩施設とか、そういったものを順次整備していきたいというふうに思っております。

また、御提案でもありましたように、維持管理等につきましては、ぜひ地域の自治会の皆さん方と協働で公園の管理もできれば大変いいなというようなことで、そういった方策をあわせてワークショップのようなところで議論をさせていただいて、できる限り地域の皆さん方の御要望に沿うような形で、そして地域の皆さん方に喜んでいただけるような形で跡地利用を検討してまいりたいというふうに思っております。早急にそういった場を立ち上げて、また市民の皆さん方にお聞きするようなことで順次進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございました。

地域の人たちや関係者の皆さんの御意見を取り入れていただきながら、着々と計画に向けて検討していただいているということでございます。特に、協働の方策を早急に検討ということでございまして、前回、いよいよ本巢市も本巢市市民協働指針が発表されましたので、そういう意味でも、この計画について大いに協働の意義であったり、協働の行政を進めていただくことが一番いい手法ではないかというふうに思っています。

先ほど、そういう公園に向けて、屋外トイレであったり、休憩所も整備を進めていただくという具体的なお話をいただいておりますが、これは、ちょっと触れられて答弁をいただきましたけれど

も、議会だよりの39号の最終ページに「自然と歴史ロマンあふれるふるさとの山を」ということで、文殊山の会の皆さんが文殊の森公園から大平山一体のハイキングコースをつくって、全くこの方たちはボランティアというふうに聞いておりますが、そういうことも念頭に置いていただいているというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。

いわゆる施設整備も含めて、既存の一部施設等を残しながら進めていきたいということでございますので、こういうことも将来に向けて構想の中にあって、そういう施設整備もしていただけないというふうに理解してよろしいのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

先ほど、自治会のほうから文殊山のハイキングコースの南の玄関口としての活用なんかも御提案いただいている。いずれにいたしましても、こういった市民の皆さん方からの御提案も含めて、住民ワークショップのような形の中で御議論をしていただければなというふうに思っております。最初から、これはだめだ、あれはだめというんじゃなくて、うまく有効活用ができる、そしてまた市民の皆さん方も参加し、そして市民の皆さん方にも後でも喜んでいただけるような地域の整備ができれば大変うれしい限りでございますので、ぜひそういうような方向でまたいろいろ御議論をしていただければというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございました。

そのように計画を進めていただいていることに対してお礼を申し上げます。

それでは2つ目の、借地についての次年度以降の考え方ということをお聞きするわけですが、御存じのように、本巣保育園の西のほうはたしか八幡神社の借地であるように承知しておりますが、神社にしてみれば、その借地料は大きな運営資金になっているんじゃないかというふうに想像ができるわけですが、いわれる取り壊してそういう計画を進めていかれる場合に、借地についてのお考えは今後どのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今現在、旧本巣保育園の跡のところにつきましては、本巣保育園の敷地のうち2割ぐらいが八幡神社の所有となっております、市が借地をした形で保育園が建っておったわけでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、園舎を解体いたしますとその土地が必要でなくなりますの

で、基本的には園舎を解体した後には所有者へお返しするという方針を持っております。ただ、先ほどお答えいたしましたように、跡地の活用計画の中で、裏山の整備とかいろんなところの全体の中で、この用地が必要が出てくるということになりますれば、また再借用についてお願いしていきたいと、そんなふうに思っております。

当面は、解体した後は一時的に遊び場のような形で使うということでございますので、そういった全体の計画ができるまでの間は、基本的にはお借りするという方針にいたしておるところでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

神社のほうもそういう市の考え方やら方向性を承知されれば、神社自体でも今後の計画が進めていけるというふうに理解しておりますので、御回答をありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたように、1につきましては、一番の大きな本巢保育園及び西保育園の跡地利用計画について、明快な答弁をいただきましてありがとうございました。そういうことで1番を終わります。ありがとうございました。

3番目の、そういう1、2の御回答の中で、それではいよいよ取り壊していくという大変な費用がかかるかもしれませんが、取り壊しの予算化はいつごろ計画をされておりますでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの取り壊しの予算化はということでございますが、日本巢保育園及び日本巢西保育園の取り壊しにつきましては、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、当面は広場として地域に開放していく方針ということでございますので、新年度に取り壊しの予算を計上してまいります。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

わかりました。

当然関連性が出てくるので、予算化についてもそういう方向だと思いますので、ぜひ早急に検討するということでございますので、早急の検討に基づきまして予算化のほうもお願いしていきたいと思っております。

それじゃあ2つ目の、職員管理での健康づくりについてお伺いしたいと思います。

私が、この職員の皆さんの健康づくりと職員管理について今回質問しようというきっかけにつきましては、3月議会で新年度予算の議案の中で質問をしたときに、そのときの質問につきましては、職員体制といえますか、職員数と職員の体制づくり、また仕事量というようなことで御質問をさせていただきます。

そのときに、市長は、はっきりとお答えをいただいた幾つかを思い出してみますと、1つは心の病という言葉を使っていたいて、そして、そういう職員の方が年々多くなっているというふうにおっしゃっていただきました。そして、心の部分でのダメージを受けている職員もおって、そういう人たちが職場を離れていく方も最近多くなっているというふうにお答えいただいたんですね。

そのことが組織の中に与える比重や影響というのは大きいと、これからはそういった心の部分をしっかりフォローしながら、そうならないように職員管理をしていきたいというふうにおっしゃっていました。そのために、常々部長会議であったり、課長職の皆さんに、部下の職員の健康問題を早目早目に把握して対応するようというふうに指示をしたところであるというふうにお答えをいただきました。

私も、一般的に最近是非常に心の病で職場を離れていったりする方が多いというふうには報道もされておったんで、大事な大事な本巢の職員の皆さんの実態はどうなのかということで、今回改めて質問させていただきます。

今も言いましたように、近年心の病気、精神疾患にかかる人がふえておって、体の健康に加え心の健康、いわゆるメンタルヘルスが職場で重要な課題になっているというふうに言われています。

一方では、行政も大変だと思いますが、市民意識の多様化と高度情報化の急速な進展に対応すべき職員の皆さんの責務が非常に重くなってきている。そういうことから、こんな環境から、日々の激務や不安やら、一部不信もあるのかもしれませんが、そういうことを抱いていつてしまって、孤立しながら悩み、そして心の病に陥るということも考えられると私は思ったわけでございます。

そういうことで、職員の管理上、職員の健康づくりをどのように考え、計画、実施、実施されていると思いますが、伺っていきたく思います。

1つは、メンタルヘルスの研修とか勉強会はされていると思いますが、その辺の実態とか計画がありましたらお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、メンタルヘルスの研修につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の厳しい経済情勢の中、職場や家庭等におきまして強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割いるというふう言われております。また、メンタルヘルス上の理由によりまして、連続1カ月以上休業し、または退職した労働者がいる事業所というのは7.6%ということでございます。心の病気にかかる労働者は全国的に増加傾向にございまして、本市におきま

しても、心の病などメンタルヘルス上の不調を訴える職員は増加傾向にあります。

このような状況の中で、当市におきましても、職員が心の病に陥らないようにするために、岐阜県市町村職員共済組合等が実施いたしますメンタルヘルスセミナーに職員が参加しておりますが、今年度におきましては、市職員研修といたしまして、講師を招いて、心の病についての理解や予防的な知識の習得を目的といたしまして、全職員を対象としてメンタルヘルス研修を実施いたしました。

研修の内容につきましては、7月1日に、管理監督的立場にございます課長補佐以上の職員に対して、心身の不調を来している部下の把握、また相談対応、職場復帰支援などのラインケア研修を実施するとともに、7月3日、4日の両日におきまして、一般職員に対しまして、自分自身の体調や心の状態をしっかり把握することで心身ともにより状態を保つことを目的といたしまして、セルフケア研修というのを実施したところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

本当に、病気というのは一般的に早期発見・早期治療と言われているわけですが、本職員の皆さんの中ではいつ早期であったのか、それは別といたしまして、前段の質問の中にもそういう実態があるということで、早速今計画なり実施をされていることに対しては感謝するわけですが、今の職員の心身の健康管理に対して、一般的に市民の皆さんもそういう状態になれば多分保健衛生指導といいますか、そういう専門的な立場でもされているのではないかと思います。先ほど保健師の職員の指導もある場合もございますけれども、それでは、健康福祉部長にお聞きをしたいと思うんですが、そういう専門職を抱えていらっしゃる職場であるし、保健師の皆さんがお見えになるんですが、実際保健師の皆さんが職員の皆さんの相談の相手になったり、あるいは助言をしたり、あるいは指導もあるのかもしれませんが、そういう実態はあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

高田議員、最初に企画部長に答弁を求めて、再答弁が健康福祉部長というようなことが書いてあるんですけど、最初から健康福祉部長でいいですか。

6番（高田文一君）

はい。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの質問でございますが、健康福祉部の健康づくりの立場からお答えをさせていただきます。

現代社会というのは非常にストレス過多の社会でありまして、少子・高齢化、また価値観の多様化が進む中で、誰もがこうした心の健康を損なう可能性が非常に多いわけでございます。そのため、一人一人が心の健康問題の重要性を認識するとともに、みずからの心の不調に気づき、適切に対応することが非常に重要なわけでございます。また、悩みを抱えた人が気軽に心の健康問題を相談できるような健康づくりもあわせて必要でございます。

現在、本巢市では、全職員に対しまして健康診査を実施しており、保健師が、面接にて本人と一緒に身体の状態を確認しております。面接時には、身体的状況のみならず心の健康にも気を配りまして、継続的に支援が必要であれば、声かけや再度の面接を行っております。

特に、最近では鬱症状で悩む人が多くございまして、鬱症状を悪化させないために、自分自身や周囲の人が早期に症状に気づき受診することが大切なため、必要な医療機関であったり相談機関を紹介したり、できるだけ早く受診につなげることができるように努めておるわけでございます。

今後も早期発見のために、職員相互でいつもと違う小さな変化というものを見逃さず、積極的な相談体制を整えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

ありがとうございました。

なぜ先に保健師の専門職のことを聞くかといいますと、先ほど企画部長の答弁の中で、いろんな計画やら実施を職員の健康について、心の病について、含めて進めておられるという御答弁をいただきましたので、それじゃあ具体的な専門家についてもどのような取り組みをされているのか、先にお聞きしました。

何といたっても、やっぱり早期発見・早期治療ということでございますので、そういう心の病の早期対策が職員の管理上どのような対応をとっておられるか、前後いたしましたけれどもお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、心の病の早期対策ということでお答えをさせていただきます。

先ほど、メンタルヘルス研修ということで、研修をして予防に努めておるということで御説明をさせていただきましたが、また本市におきましては、平成23年4月に、本巢市職員の仕事と生活の調和の推進についてということで、通常ワーク・ライフ・バランスというふうにならわれておりますが、これを定めまして、健康で豊かな生活を送るための時間の確保に取り組むということと、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の計画的な取得促進のほかに、男女ともに仕事と育児・介護を両立す

るための積極的な推進に努めているというところでございます。

特に、今年度におきましては、時間外勤務の適正な運用と積極的な有給休暇の取得を推進するという事で、職員の心身の健康を維持できる職場づくりを進めるための具体的な取り組みを全庁的に推進しているところでございます。

具体的な取り組みの内容といたしましては、時間外勤務をした職員の実績を毎月所属長に通知をいたしまして、職員の勤務管理を行いまして、時間外勤務が恒常的に多くあるという職員に対しましては業務計画書等の提出を義務づけて提出していただくということや、ノーマイカーデー及び、毎月8のつく日はノー残業デーといたしまして、業務終了後速やかに退庁できるようポスターなどで周知しているところでございます。きょうも8月28日ということで、8のつく日ということでノー残業デーでございますが、災害等特別な事情を除きまして、1人当たりの時間外勤務は年間65時間以内ということを目的として実施しております。

それから、また連休や土日祝日を利用した連続休暇の取得ということや、誕生日、結婚記念日などをアニバーサリー休暇といたしまして、4連休以上の連続した年次有給休暇の取得を推進するという事など、1人当たり年間12日の有給休暇取得を目標といたしまして、職員の心身の健康を維持できる職場環境づくりを進めているところでございます。

こうした取り組みに加えまして、産業医や保健師などで組織いたします市衛生委員会では、毎年人事異動の基礎資料といたしまして実施しております職員自己申告書に、職員の勤務の状況や、上司、同僚など職場内の状況について記入する欄を設けまして、心の病の早期対策・早期治療に努めているところでございます。

また、今年度から、予防から職場復帰までのモデルを作成いたしまして、産業医及び衛生委員による相談体制の確立ということで、病気療養中の職員の円滑な職場復帰を図るということで、職場復帰リハビリテーション出勤実施要領というのを定めました。先ほど健康福祉部長のほうから答弁ございましたが、現在では、専門的な立場から心身のケアがいち早く行えるというふうに、衛生委員でございます保健師が職員からの相談を受けまして、対応している状況でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

本当にきめ細かに職員管理、あるいは職員体制、職場づくりをされているということをお聞きしました。ありがとうございます。

その中で、今1つお聞きしたいのは、職場復帰リハビリ出勤実施要領というのがあるというふうにお聞きしたんですが、このことについて具体的にどんなことなのかお聞きをしたいんですけども、よろしいでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

職場復帰リハビリテーション出勤実施要領というのを定めたところでございますけれども、その内容につきましては、職員が円滑に職場復帰できるように、治療の一環といたしまして、復職前に行うリハビリテーション出勤について必要な事項を定めたものでございます。

まず、本人や主治医の了解や同意を得まして、復帰までですが、5段階に分けて計画を立てまして勤務をしていただくというものでございまして、まず第1段階では、1日2時間程度の出勤をしていただいて、通勤とか職場の雰囲気慣れていただくというものでございます。また第2段階におきましては、半日程度出勤をいたしまして、職場や業務に従事することに慣れていただくと。第3段階では、通常勤務で、勤務時間の7時間45分でございますけれども、それに慣れていただくということなど、徐々に勤務していただいて正式な職場復帰につなげていくというものでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

職員を思っているいろんな計画やら実施がされています。

私が思いますには、やっぱり行政運営の資源といいますのは、人と物と金と情報というものではないかと思っています。

特にその中で人ということにつきましては、当然でございますけど、能力や意欲によってその成果は大きく異なってくると思っています。職員を大事にさせていただく職場づくりが、今本巢市が求めていくまちづくりに大きく影響してくることは間違いございませんので、どうぞ職員の皆さんを宝としながらも、そして市民の立場に立った行政運営を推し進めていただくように切にお願いしながら、私は冒頭に申し上げましたように本日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、青少年国際交流事業のうち、中国山西省青少年友好交流について質問をいたします。

全国戦没者追悼式で、安倍首相は、歴代首相が踏襲してきたアジア諸国に対する加害責任と深い反省、哀悼の意、そして不戦の誓いに触れず、式辞内容は戦没者や遺族への思いを伝えたいとの首相の意向を重視して、国内向けのメッセージ性を強められました。これに対し、中国は反発の声を強め、駐中国大使を呼び出し、大変な抗議をしたと聞きました。

また、いまだに尖閣問題や歴史問題をめぐり、中国の対日世論が悪化したまま改善の兆しは見られません。

そんな中で、昨年は友好交流訪日団事業は中止され、ことしに持ち越されました。

市長は、昨年、黒田議員の質問に対して、国際間のトラブルのときこそ、まさしく民間で人と人の交流を深めること、理解を深めることが大事と考え、また昨年、中国山西省側からは、今回は問題があるが引き続きやっていきたいとのことで、来年といえますとことしなんです、8月か9月のしかるべき時期に派遣したいとのことでした。

25年以上続いてきた事業といえども、このように国と国がまともに話し合えない時期に本巢市が多額の予算で行う事業であるかを疑問に思います。

そこで以下の質問をしますが、今年度は既に中国からの受け入れは済んでいるとお聞きしましたが、今年度の事業内容をまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

山西省青少年友好交流事業の今年度の事業内容についてという御質問ですが、今年度の事業内容につきましては、先ほど議員の御質問の中にもありましたけれども、昨年度、中止ではなく延期にされておりました第5次山西省青少年友好交流訪日団12名を6月12日から6月21日の10日間招聘し、6月14日には市役所への表敬訪問を初め、糸貫中学校や市内企業の訪問、視察を行いました。

また、研修生の招聘でございますが、予定どおり2名を11月から3カ月間の受け入れを行う予定で、青少年美術作品交流につきましても例年どおり文化祭において展示と、それから市内幼稚園・保育園の園児や小・中学校の児童・生徒の作品を送付し、山西省で展示を行っていただく予定でございます。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ことしは既に12名の方が10日間訪日して、第5次として昨年の分を延期してことし来ているということでございますが、これに伴いまして、日本から青少年国際交流ということで隔年に中国のほうへ訪問しているということでございますが、ことし、25年度はオーストラリアのほうに20名が行ったと。そこで、来年は日本から中国へ訪中団をまた派遣するということでございますので、隔年でそれを行っているということでございますので、来年度、果たして中国へこういった状況の中で家族が安心して行けるかどうかということをお聞きしたいと、私にはちょっと心配をしております。

来年度は中国のほうへ進めていかれるのか、質問します。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

本巣市といたしましては、この交流事業は、28年間にわたって本巣市と中国の青少年の心のつながりを育んできた歴史ある事業でもありますので、来年度の青少年の派遣事業も予算化をする予定でございます。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今の事務局長の答えですと、予定どおり進めていくということですが、中国のほうから昨年度訪日は延期された。それと今の状況を考えますと、こんな今の反日運動と尖閣の不安材料がいはばいのところで、また日本からの訪中が中止になったり、そういうことがありますと、オーストラリアも多分そうだと思いますが、中学校でいえば2年生、高校でいえば1年、2年が国際交流に参加できるチャンスだと、こんなことも聞いておりますので、そのときに中国が中止になってしまうと参加できなくなる。せっかくのその年代の子どもたちが参加できなくなってしまうという、そんなことも聞いたんですが、その点は事務局長、どうお考えですか。よろしく。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

県におきましても、中国江西省と交流を行っておるわけでございますけれども、本年度も訪問を行うというふうに発表されておりますし、県内の中国との友好交流を行っている市町におきましても、これまでどおりの交流を継続するというふうに聞いております。

来年のことですので、これから何らかの問題が生じて、派遣する青少年に安全・安心が確保できないような状況にありましたら中止をするということもありますが、今の状況では続けて派遣をするという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

事務局長の答弁が、今、中止ということは多分言えない、そんなことも思います。

けさほど、私、新聞を見ましても、たまたま中国行きツアー75%減という、岐阜新聞でしたが出ておまして、JTBなど旅行主要4社が扱う中国行きのパッケージツアー、2013年度上半期の旅行の予定者が激減していると。というのは、日中関係の悪化や中国の大気汚染などが響き、前年度

同期に比べ75.2%の減という、こんなような記事を見ましたんですが、やはり来年度中国に送り出す親としては、これがやっぱり世間の考え方じゃないかなあと、中国の旅行、確かに今まで皆さん行っておられると思うんですが、今はちょっと控えようかなあと、そんな時期だと思うんですね。

先ほど事務局長にお答えになっていただきましたが、今のところは予定どおり行くということで、やはり行く子どもたちも不安を持って行くし、親も大変不安であるということから、またオーストラリアと中国はちょっと予算が違ってくるということで、いきなり予算をつければ、途中で変更もできると思うんですが、3番目の質問で、中国との交流はやっぱり一時中断をして見合わせたほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、それについて答弁をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

先ほども述べましたけれども、これは中国との交流ということで進めておりますので、なかなか一方的にお断りするということもできませんし、やっぱり交流を特別な問題がない限りこれからも図っていかねばならないということと、確かに観光旅行では中国が人気なくなっているというようなこともありますし、うちの研修でもオーストラリアのほうがやっぱり人気は高いんですけども、うちの教育上の立場から両方を隔年でやっていくという方針を出しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

本巢市の方針がそういうことですので、また先ほど答弁の中にありましたように、特別な事情がありましたらできるだけ早目に、その年の、私、先ほど言いましたように、中学校2年生、高校1年生、2年生あたりの子どもが、ぜひ海外を見てみたい、海外へ行きたいという希望を持っている子が途中で挫折といいますか、中止になってしまっ行っていけないということにならないように、やっぱり平等に、今の時点だったらやっぱりオーストラリア一本のほうが確実に行けるからいいなと、こんなことも思っております。状況を見て、早目の判断をお願いしたいと思います。

また、中国からの訪日に関しては、向こうから来ることで問題はないんですが、やっぱりこちらから行けないのに向こうから受け入れると、これもちょっと問題があるかなと、こんなことも思ってきょうは質問をさせていただきました。今後よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

マイマイガの被害、防除についてということですが、ことしの夏に異常にガが発生していることに気づき、不思議に思っていました。8月14日の岐阜新聞を見ましたら、名前はマイマイガだということを知りました。弾正小学校近くの人が、ガが異常に発生して気持ちが悪い、どうにかしてく

ださいと、こんなことを聞きましたので質問をさせていただきます。

街路灯、建物の外壁などの下にガの死骸が散乱していました。最近の報道で、マイマイガの大量発生と知りました。

調べてみますと、ドクガ科に分類されていますが、成虫は人体に害を及ぼすことはないものの、幼虫は触れるとかぶれを起こすということが書いてありました。

これに対して、市の対応をお伺いいたします。

新聞によれば、7月初旬から県内で発生しているとのことですが、本巢市の実態はどのようなものでしたか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、本巢市の被害、実態についてお答えさせていただきます。

ガの一種でありますマイマイガが、県内幾つかの自治体で7月の上旬から大量に発生しています。幼虫に触れると体毛が刺さり、炎症や発疹を引き起こすことがあるようですが、成虫になると人に害を与えることはほとんどないということです。今回の大量発生の原因は不明ですが、約10年周期で大量発生し、2年から3年継続する傾向があると言われております。

議員御質問の本市の被害や発生の実態についてですが、生活環境課への市民からの直接の問い合わせや情報提供は3件ありました。その都度、壁面などに産みつけられた卵をへらなどの余りかたくない先が平らなもので削り取る等、駆除の方法を案内しております。

県の保健所などへの相談、問い合わせ件数は4月以降で43件ありましたが、本巢市民からのものはなく、また先ほど申し上げました市への直接の相談、問い合わせ件数も、隣接市町と比べると少ない状況でございます。

また、市内の教育施設について聞き取り調査しました結果ですけれども、ほとんどの施設では例年より多いものの、新聞で報道されているような大量発生はなく、職員により対応できる範囲で駆除されています。

また、人や農作物等への被害状況についてですが、今のところそのような報告は聞いておりませんし、関係機関へ確認したところでございますが、被害報告はないということでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

県にはかなりの問い合わせがありますが、本巢市には3件で、大変少ないというふうに今お聞きしました。

本巢市内でもごく一部のところかと思いますが、これは全国的に何か発生しているみたいですが、余分なことです。県内ではやはりどの地域が多く発生しているのか、もしわかりましたら、またそれによりまして、ピークは二、三年でおさまると聞きましたが、また来年発生する可能性もありますので、もしわかれば県内ではどのあたりが多く発生しているのかをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

私のほうで調べましたけど、保健所との問い合わせ件数を見ますと、岐阜市が9件で、関市も9件、高山市が7件でございます。美濃市が6件でございます。あと隣接市町で、各市町への直接の問い合わせ件数でございますけど、瑞穂市で3件、北方町で6件、山県市が10件でございます。確かに他の隣接市町に比べて少ないという状況でございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

わかりました。どっちかという岐阜から東のほうが多いかなあということも思いました。

来年度はまだどこから発生してくるかわからないことで、私は先ほども申しましたように、弾正小学校周辺でたくさんいるということ聞きまして確認に行ってきました。新聞の写真のようなことはなかったんですが、確かに卵がたくさん産みつけられて、本当に来年が心配だと、こんなことを思っております。特に学校には子どもたちがおりますので、それが引き金になってアレルギーか、何かそんないろんな病気になると困りますので、学校周辺あたりは市の予算を使ってでもやっぱり駆除するのがいいかと思いますが、その辺どう考えてみえますか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

ただいまの質問についてお答えします。

当然周辺ですので、電柱なり等もございますので、当然そこら辺は、私のほうは今のところ考えていますのは、管理者等が見えますので、関係機関を通してお願いなり、また広報紙等で駆除等の協力をお願いをしていきたいと、今のところそのように考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番(若原敏郎君)

やはり産みつけられている場所が個人のところだと勝手に入れないということもありますし、先ほど、電柱はむやみに勝手に棒を差し伸べて取ったりすることもできませんので、また関係機関のほうに連絡をして取っていただくように、そんなことをお願いしたいと思いますし、先ほど、たしか広報紙のほうで呼びかけるというようなことをちらっと聞いたと思いますが、たくさんではないですが、やはりガが卵を産みつけているところばかりじゃなしに、私らの周辺では時々見かけるんですね、そういうガが飛んでいるんです。ですから、各家庭に回覧板が何かを回していただいて、こういうのがおったら取ってくださいというような呼びかけをしていただくといいんですが、その辺、これは要望で済ませておきますので、お願いしたいと思います。来年度、またそんなガが発生しないことを期待して、質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長(後藤壽太郎君)

それでは、暫時休憩をいたします。

1時から再開しますので、よろしくお願いします。

午前11時32分 休憩

午後0時58分 再開

議長(後藤壽太郎君)

それでは、午前中に引き続きまして会議を再開いたします。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番(鵜飼静雄君)

それでは、通告しております3点について質問をいたします。

それでは第1番目ですが、要介護認定者の障害者控除についてということで、この件につきましては以前にも質問をし、その後ホームページ、あるいは広報でこの制度について知らされるようになってまいりました。しかし、この制度をさらに充実していくという観点から、次の3点についてお伺いをしたいと思います。

まず第1番目に、この制度の本巢市における概要はどのようなかということであります。

ホームページでいろんなよその市町の状況を見ておきますと、ホームページで見るとほとんど同じような内容であります。例えば恵那市でいいますと、その対象者が要支援1から要介護5までということで、恵那市だけ少し変わっております。そのほかについては、制度的にはほぼ同じなのかなという気はいたしますが、いずれにしても、本巢市の概要についてお伺いいたします。

議長(後藤壽太郎君)

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長(林 正男君)

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

所得税法や地方税法では、障害者控除として、障害者手帳等をお持ちでない方でも障害者控除対象者認定書により控除を受けることができる制度でございます。

この障害者控除対象者の認定につきましては、65歳以上の寝たきり等要介護状態の方で、申請に基づき市が調査を行い、身体障害者に準ずると認めらる方に障害者控除対象者認定書を発行しております。

また、認定に当たりましては、所得税法施行令等に基づく障害者控除の認定方法に係る指針、これは岐阜県市長会障害者控除基準指針を判定基準といたしまして、本巣市障害者控除対象者認定書の交付基準を定め、認定事務を行っております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

とりあえず概要をお伺いしました。

そこで、次に2番目で、この制度の最近の利用状況はどうかについてお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、この制度の利用状況ということでお答えをさせていただきます。

障害者控除対象者認定書の交付状況につきまして、平成22年度は23名の方に認定書を交付しました。このうち、特別障害者に準ずる者としまして8名、そして障害者に準ずる者としまして15名の方に認定書を交付いたしました。

また、23年度では、19名を特別障害者、そして14名の方を障害者に準ずる者として、昨年の24年度には、14名を特別障害者、そして16名を障害者に準ずる者として、計で30名の方に認定書を交付しております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この要介護認定者ということで、先ほど、対象者として寝たきり等要介護状態ということでは言われました。寝たきり等という、「等」がついておりますので、もう少し幅は広がって、恐らく要介護度の1から5というのが一般的ですので、それでやられているというふうには思いますが、ただ「寝たきり等」というふうには書くと、「等」というのはなかなかその奥までどういう意味かということのを酌み取ってやるということではなく、基本的に寝たきりでなければ対象にならないというふ

うに判断される場合もあると思うんで、そのあたりはもう少し明確にしていく必要があるのではないかとこのように思っています。

そういったことも含めて、3番目に、該当者への周知方法はどのようにされているのか。また、それについての改善方法があれば、それも含めて答弁していただきたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の周知方法、そしてまた、その改善をとということでございますが、要介護認定者の障害者控除該当者への周知方法につきましては、市のホームページに、高齢者支援の中で障害者控除対象者認定書の交付として掲載しております。そしてまた、広報「もとす」の1月号にも掲載をし、周知をまいりました。

該当者への直接のお知らせの方法としましては、要介護状態と認定された方へは、もとす広域連合から保険証発送時に障害者控除対象者認定書についての案内を送付していただき、周知しております。

しかしながら、該当者にこの制度をより利用していただくために、ホームページの掲載内容をわかりやすく改善するなどの必要があるというふうに考えております。

今後、他の市町を参考に、制度の周知方法についても検討をまいります。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今言われた広域連合を通じての周知ということについて、今ありました障害者控除対象者認定書についてというこの文書を同時に付けて保険証と一緒に送られるということではありますが、この内容も基本的に本業市のホームページに載っているのとほとんど変わらないような内容であります。

今答弁の中にも少しありましたけれども、要するに、簡単に言えば、65歳以上でも障害者に準ずると認められれば控除が受けられますよということが書いてあるだけなんです。でも、それでは一体どこまでの人が対象になって、どういう控除が受けられるかということがわからないというのが実態です。

そこで、先ほど申し上げたように、いろんなところのホームページを見ておきますと、他市町を参考にと言われたけどほとんど同じなんです。その中で唯一、私が見た限りで唯一違ったのは七宗町。そこが、こういうような文章の次に、さらにもう一つ進んだところで、どういう内容でどれだけの控除が受けられるか、障害者控除、特別障害者控除がどうなのかという明細が記されてました。だから、そういったことも参考にしながら改善をしてほしいというふうに思います。

同時に、先ほどちょっと申し上げましたけれども、対象者として寝たきり等というふうに言われ

ましたけれども、これについては、よそを見ましても、さきに恵那市の例を言いましたけれども、そのほかでも多くは要介護度の1から5までの65歳以上の人というような、もう少し具体的に書いてあるんですね。だから、これについてもやっぱり改善をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。

だから、市のホームページ、あるいは広報での周知の内容の改善とあわせて、広域連合に対してもやはりその辺をこちらから要請して、もう少しわかりやすく具体的に理解できるような内容に改善をしていく。そのことによって、周知をさらに図っていくべきではないかというふうに考えます。

2番目に聞きました利用状況で30人ぐらいなわけですが、要介護の1から5までの人というのは、23年度のデータで見ますと1,000人余りの人がいると。その中で30人というのが多いのか少ないのか、それはもう実態を見ないとわかりませんが、少なくとも多くはないだろうというふうに思います。

その原因というのが、この制度そのものがどこまできちんと内容も含めて理解されているかということにもよってくるだろうというふうに考えられますので、その辺、先ほど申し上げたような改善方法を、早急に次の確定申告に向けてぜひ進めてほしいというふうに思います。

今二、三申し上げましたけど、その点についてのお考えだけお伺いしていきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

今いろいろと御意見をいただきまして、特に、この要介護状態と認定されました方へのもとす広域連合から保険証等の発送時に同封されます御案内の内容を、今言われましたようにさらに詳しい内容にいたしまして、そして、それはホームページで詳しく、今度掲載をする内容と同じようなわかりやすいものにしてお知らせをしていきたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

結構です。

それでは、2番目に入ります。

2番目は、保育所の最低基準の明確化についてということであります。

一応保育所というふうに書きましたけれども、本巣市の場合は幼稚園、幼児園、保育園という3種類ありますので、全体的な問題だというふうに理解していただきたいというふうに思います。

これまでは保育所最低基準というのが児童福祉法の中で明確にされてきました。そういうことからこのタイトルにしたわけでありまして、この最低基準が廃止され、そして新たに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのが省令で出されています。

今までは最低基準でしたので、絶対これだけは最低限守らなければならないというものでありま

したが、今度は基準ですので、じゃあそれをどういうふう to それぞれの自治体で理解して対応していくかというのは、今までよりはある意味では非常に緩やかになったわけであります。緩やかになったということは、保育条件が悪くなっていく危険性が伴っているということでもあります。

そういう中で、この国の基準に基づいて、都道府県、政令市、中核市が条例でそれぞれの自治体の基準を定めるということになって、現に全てのところでつくられたというふうには思います。その中で、例えば乳幼児の居住面積といいますが、面積表記については、国の基準が1人1.65ですが、岐阜県の場合はそれを上回って3.3平方メートルということで、国の低い基準よりも上回った基準を設けている自治体も結構多く出てきています。それにはそれぞれの地域の事情があるにせよ、こうした最低基準がなくなった今、本巣市の場合は条例化をすべき自治体というふうには指定されておりませんが、本巣市としての保育園、幼稚園、幼児園、それぞれのあり方について、最低基準といわなくても、本巣市としてはこういう基準でこれからも管理、運営していくんだという方針を明確化することが今の国の状況を見たときに必要ではないか。

現状でいえば、多くの分野で今までの国の最低基準を上回って、市として独自にやっている部分というのはあると思いますけれども、市としての基準、また最初申し上げた国としての最低基準がなくなった今の段階で市としての基準がなければ、今、市長がかわり、部長がかわり、代がかわっていったときにどうなっていくかという不安も一抹覚えざるを得ません。

そういうことを考えてみたときに、市として条例化の義務づけはありませんけれども、条例、あるいは要綱、どういう形でもいいんですけれども、市としての基準を明確化していくということが今求められているのではないかとこのように考えていますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定められる児童福祉施設の設備運営に関する基準（以下省令基準）に従い、または参酌し、岐阜県において岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下県条例）が制定され、平成25年4月1日より施行されております。

この省令基準は、子どもが安心・安全に育つことを目的に、保育園が確保しなくてはならない部屋の広さ、衛生、安全設備や職員配置などに関して定めた基準であります。

また、この県条例につきましては、乳幼児に対する床面積基準が省令基準で定められた床面積基準を上回っているなど、省令基準と比べて同等以上の基準であり、省令の目的を充足した内容であると認識をしております。

当市の保育園の設備、運営に関しましては、この省令基準及び県条例に基づき、現状何ら問題な

く整備、運営をしており、今後も県条例を遵守しつつ、保育の質の向上に努めてまいります。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、省令あるいは県の基準を守りながらやっていくということでありますけれども、それは当然そうではあります。先ほども申し上げたように、今都道府県だけではなくて、政令市や中核市においては条例化したという状況の中で、市としての基準というものを明確化していくということも今のタイミングで必要ではないか。先ほども申し上げたように、繰り返しますが、市長がかわり、部長がかわっていったときにずうっとこのままでいく、さらにもっと言えば、県の基準あるいは省令、そういったものも超えて、やっぱり本巢市としては本巢市の上限をあわせてやっていく場合もありますね。そういったことも含めて、本巢市としてはどういう管理、運営基準でやっていくのかということの明確化をすべきだということを申し上げているんですが、その点についてはどうでしょう。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御意見をいただきましたものも含めまして、子どもが安心・安全に育つことを目標に置きまして、今後、子ども・子育て会議で議論をしていけたらよいというふうに考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

最初にそう言っていたのであればそれでよかったんですが、今議会に子ども・子育て会議の条例が出されておりますので、それが可決されれば、直ちにこれを設置していくということになると思いますので、子ども・子育て会議の中で、では具体的に何を論議するかということが必ずしも明確でないわけでありますけれども、本巢市としてはこういったものについても論議をしていくということで今答弁いただいたというふうに思いますので、ぜひさまざまな本巢市に合った問題について幅広く論議をする会議であってほしいということを申し上げておきます。

では、3番目に移ります。

総合的な市民生活相談体制の確立についてということであります。

岐阜県の24年度上期の消費生活相談状況、あくまでもこれは消費生活の相談状況でありますけれども、これを見ますと相談件数は減少傾向にあります。その一方高齢者の相談は増加していると

ということが特徴として上げられています。

これについては、前回、滋賀県野洲市の例を挙げてさまざまな質問をしました。最終的にはよく研究をしていきたいということで終わっておりますが、そのことをまた今期最後の議会でありますので、改めてお伺いしていきたいというふうに考えています。

そこでまず第1に、本巢市における相談状況はどうなっているのかお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、市における相談状況という御質問をいただいておりますが、市の消費生活相談窓口への相談件数につきましては、平成24年度は33件、25年度は、7月末まででございますが11件というふうになっております。その相談内容といたしましては、架空請求に関するものが最も多く、平成24年度では10件、平成25年度では4件というふうになっております。

また、高齢者からの相談ということにつきましては、平成24年度7件、平成25年度、7月末までですが、相談はございません。その内容につきましては、架空請求、還付金詐欺、送りつけ商法、訪問販売への苦情などと、さまざまとなっておりますのでございます。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

前回質問したときと部長が異なりますので、簡単にだけ申し上げますと、この総合的な市民生活相談体制ということを取り上げましたのは、例えば生活が大変になってきた。その原因として、多重債務とか、あるいは今で言いますとリストラとか、いろんなさまざまな理由があるわけでありませうけれども、そうした中で、例えば国民健康保険税が滞納になったと、国民健康保険税の滞納者というのは、その全部とは言いませんけれども、多くはまた市民税も滞納になっている、あるいはほかの部署も滞納になっているというケースが多いわけでありませう。

そうしたときに、例えば市民環境部で国保税の場合には対応する。税金についてはまた総務部へ行って相談すると、そういう形で個々に対応しているということでは、その人の生活を根底から立て直して、生活を維持していくということをサポートするにはやっぱり不十分だろうということで、市として、この人についてはじゃあどういふふうにかバーしてサポートするのかという体制づくりをすることによってより効果的な成果が見られるんじゃないかというような観点から、特に全国的に見ても非常にすぐれた実践をしている野洲市の例をいろいろ申し上げて、市としての対応を要請したわけでありませう。

2番目に入っています。

今回の質問でもちょっと書いておきましたけれども、各部署がばらばらに対応しているんじゃない

くて、やっぱり何らかの形で統一した形で対応できるような体制づくりが必要ではないか。先ほど今年度の、あるいは昨年度の状況について報告いただきましたが、これについてはあくまでも消費生活にかかわる問題であり、それ以外の問題についてもさまざまな問題を市民は抱えている。それを市としてサポートする体制をとということが主眼であります。

その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

各部署が一体となった相談・支援体制ということでございますが、私どもの消費生活相談につきましては、訪問販売や振り込み詐欺などの市民生活に関する問題が多く発生してきたということから、市民が安全で安心できる体制を強化することを目的とし、平成21年4月から生活安全対策監を配置しまして、市民の皆様からの相談を受け付けているところでございます。

また、あわせて国・県などが行います研修に積極的に参加するとともに、県などと連携を図りながら、消費生活に関します早期の問題解決に努めてまいったところでございます。

しかしながら、各部署が所管します事務、こういったもので窓口へ御相談にお見えになりましても、そういったことにつきましては現在もそれぞれの窓口で対応しているというところが実態でございます。

また、このほかのより専門的かつ複雑な相談、こういったものにつきましては、弁護士や司法書士など、こういった方が対応されます県の多重債務に関する相談ですとか、市の社会福祉協議会が毎月4地域で開催されております弁護士相談等、こういった場を御紹介するなどの対応をしております。今後におきましても、こういったように、さらに県などと連携を図りながら対応をしていきたいと考えております。

そうした中で、議員御提案の各部署一体となった相談・支援体制というものでございますが、これにつきましては、相談にお見えになる方の秘密保持、それからまた専門性、こういったことの違いから非常に難しい面もあるというふうに考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

簡単だというふうには思っていないんですが、ただ最初に申し上げたように、例えば多重債務とか架空請求とか、そういった専門的な部分については弁護士に相談するとか、そういう手だてはありますけれども、もう生活ができなくなってきた、例えばいろんな何かが滞納になったと、あるいは滞納にならざるを得ない状況になってきたと、そういったときにそれをどうカバーしていくかということについては、これはそれぞれの部署だけでなかなか現実的には対応しにくいし、先ほど申し上げ

げたように、市民環境部も関係する、あるいは総務部も関係する、あるいは水道のほうも関係する、いろんなところが関係するわけですね。そういった人をどうカバーしていくかという部分になると、やっぱり一つ一つそれぞれの部署へ行って相談してくださいというだけではなかなか物が進まないだろうと。そういう意味で、総合的なやっぱり対応ができるような体制をどこかでつくっていくことが望ましいのではないかとこのように考えているわけです。

簡単にできるというふうには必ずしも思いません。先ほど申し上げた野洲市の例にしても、長年の積み重ねの上でやってきているというふうに思っています。だから、今すぐにこうしますということにはならないにしても、前回のときも同じようなことで、最後にはちょっと研究させていただくということが終わっているわけでありましてけれども、難しいから今の体制でいろいろ手だてを講じてというふうに言うだけではなくて、難しくてもそれをどうクリアして体制づくりをしていくかということを考えることも必要だと思ふんですね。

もちろん守秘義務の問題とか、いろいろ複雑な問題が絡んでいることは承知しておりますが、そういった中でも現にやっているところもあるわけですから、そういったことも参考にしながら、本巢市としてのあり方がどうなのかということを中心に研究を進めていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

議員御提案の相談・支援体制につきましては、ただいま御答弁申し上げましたように、相談にお見えになる方の秘密保持、それから相談内容の専門性、こういったことから、くどいようですが非常に難しい面もあります。その辺は御理解いただいていると思います。そうしたことから、今1つ事例として御紹介いただきました野洲市、こういったところの事例なども引き続き研究してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回の質問は以上であります。

これからどうしてほしいという問題提起的なことが多かったと思いますので、ぜひ、我々の任期は間もなく終わりますけれども、引き続き執行部は前向きに進めていってほしいということを申し上げて終わります。どうも。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

今期最後の議会の、きょうは最後でございますが、発言通告に基づきまして、1点に集中して一

般質問をさせていただきます。

ふるさと納税制度というものにつきまして質問をさせていただきます。

地域経済の活性化の効果、地域振興に寄与することがうかがわれるふるさと納税制度は、平成20年度、地方税の一部の改正による法律により4月に発足しました。現在では、全国的に各市町村でも活用展開がなされております。

先日、8月25日の新聞報道がありました。それが、この記事でございます。

8月25日の新聞報道によりますと、岐阜県のふるさと納税基金についての記事が出ておりました。この記事では、岐阜県では県のふるさと納税が好調であると。サッカーJ2、FC岐阜の活動支援をメニューに加え、県外在住者への県産品のプレゼントを始めたというような記事が出ておりました。県への寄附は増加傾向にあると。金額的には既に昨年度を上回っている。県では、7月末現在で38件、244万1,850円。1万円以上の寄附者に対して県産品を贈られておるということで、24件、全体の6割強になっているということでした。

このふるさと納税は、岐阜県や各市町村に寄附すると所得税が軽減され、翌年度の住民税の一部が控除される。納めた税金を希望先の自治体の施策に生かしてもらうことができる。岐阜県では初年度以降伸び悩んでいましたが、県産品のプレゼントなどの取り組みで寄附の金額が増加したということでございます。ちなみに、スタートした平成20年、37件で512万円、2009年、28件で111万円、2010年で、51件で472万円、11年では、48件で342万円、12年では、40件で192万円、13年、38件で244万円というような記事が出ておりました。

ちなみに、総務省のほうで発表された資料がございます。総務省の発表で、総務省の場合21年度からしか発表がなされておりませんが、最初はほんの低調であったんですね。21年度、3万3,149人、合計で約72億円。22年度で3万3,104人、約65億円。23年度、3万3,458人、これは約67億円。前年度の24年度は74万1,677人、約649億円というふうに増額しているという発表がありました。

ちなみに、近隣の市として、例えば岐阜市ですと、平成24年度、たしか覚えですけど34件だったと思いますが、たった34件で1億7,000万というふうに伺っております。市内が6割、県外が4割ということで、元気なぎふ応援基金としているそうでございます。

また、県内では、約2万2,000人ほどの笠松町、2年連続県下トップ、寄附件数も断トツに県下トップということが発表されております。今年度、8月26日現在で457件、439万円だそうです。笠松の、この記事にも載っておりますが、基金の寄附者に対してお礼の品というような意味で特典がありまして、寄附金額によって贈るものが違うと、選択できるというようなことでございます。

これが笠松の実態でございますが、平成20年から24年まで、当初は笠松もほとんど実績がありませんでした。しかし、インターネットとか、それからお礼の品を贈るようになってから断トツに上がってきておるといったことが発表されております。寄附者の86%が県外の方からだそうです。そして、申し込み方法が通常のファクスや郵送だとかそういうものじゃなしに、クレジットを利用しているということ、半数以上、68%がクレジットカードを利用した寄附を行っているというこ

とで、非常に手軽に簡単に寄附行為ができるというのも一つの特徴じゃないかなと思っております。寄附の8割の方がインターネット、ブログなどからだそうです。

なぜ笠松町に納税しようと思われたんですかという調査をされたところ、8割の方がお礼の品に魅力を感じたというアンケートの結果が出ておるそうです。

そして、そのお礼の品には地元の特産品等を送っているそうです。これはパートナー事業というふうなふうで「かさまつ応援基金パートナー事業」というふうに題して行っているそうです。寄附者の半数以上が関東からの方だそうです。ちなみに、どんなものを贈ってみえるんですかと調べましたら、現在のところ27品目、豆腐やこんにゃくから、お酒から、オグリキャップグッズとか煎餅とか、もうありとあらゆるものです。これは笠松自身の商工会とタイアップのもとに行われているそうです。今では商工会の方もどんどん参加したいということで、ふえてきておるというようなことも聞いております。

こうしたことがその市町村の中の地域経済の発展、地域の振興に寄与していると言えると思えます。そんな中で、本市のふるさと納税基金について、5点について質問させていただきます。

第1点目、ふるさと納税制度に対する本市の考え方はどうですか。

第2点目、ふるさと納税制度発足時からきょう現在まで、各年度ごとの実績とか状況はどうでしょうか。

3番目、どのようなPR等がなされたのでしょうか。

取り組みをしている中には、4番目として、取り組みに対する問題点等はどうなのか、あるのかどうかという点。

5点目、今後の対応とか対策とか、そういったものを含めた今後の方針について、一括方式で御答弁をお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ふるさと納税制度についての質問の5点についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、第1点目の御質問のふるさと納税制度に対する市の考え方につきましてお答え申し上げます。

本巢市のふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという寄附者の意向を市政に反映するため、個人住民税の優遇措置を拡充いたしまして、ふるさとへの寄附をやすくするふるさともとす応援寄附金といたしまして、平成20年度から開始したところでございます。

その内容につきましては、日本三大桜の淡墨桜、また真桑文楽を初めとする伝統芸能など、後世に伝えていかなければならないふるさとの貴重な財産、そうしたものの保護・保全など6つの応援メニューを設定いたしまして、本市にゆかりのある方や応援していただける方の応援を力といたしまして、市民とともに元気で笑顔あふれるまちづくりを推進するものでございまして、できる限り

多くの方にこのふるさと納税制度を利用していただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の御質問の各年度のふるさと納税の状況につきましては、平成24年度までに県内外14人の方から159万5,000円の御寄附をいただいております。

年度別に申し上げますと、平成20年度に6件23万5,000円、平成21年度に1件10万円、平成22年度に1件5万円、平成23年度には3件108万円、平成24年度にも3件13万円ございまして、今年度におきましては、現在1件3万円の御寄附をいただいております。

このふるさと納税の御寄附の状況につきましては、市ホームページにおきまして公表させていただいているところでございます。

次に、3点目の御質問のPR方法につきましては、市ホームページへの掲載のほか、市広報紙への掲載、また各庁舎でのチラシの配布、県ホームページにございまして、ふるさとぎふ振興寄附金への掲載によりましてPRをしているところでございます。

また、寄附者に対しましては、特典というかお礼といたしまして、寄附額に応じて3,000円から5,000円の特産品セットを贈りまして、毎年度の御寄附をお願いしているところでございます。

次に、4点目の御質問の取り組みにおける問題点についてでございますけれども、本市への応援寄附金につきましては、年間十数万円という程度でございまして、県内他市町と比較いたしますと少額ということになっております。

この原因は、ふるさと納税のPRにおきまして寄附者への特典、サービスが表記されていないということに加えて、記念品プレゼントなど選択肢がないということや、また納付方法が郵便振り込み、所定金融機関振り込み、現金書留という納付といたしておきまして、クレジットカード納付など寄附者への利便性を考慮した納付方法になっていないことだと考えております。

それから次に、5点目の今後の対応、対策を含めた今後の方針につきましては、記念品プレゼントなど特典について、富有柿や葛、梨など季節に応じた特産品のほか、観光施設の入場券、割引券などの選択肢をふやすということや、議員御提案にございましたようなインターネット等を通じまして、クレジットカードの決済など納付方法を検討いたしますとともに、市ホームページのふるさと応援寄附金のリニューアル、またチラシ内容の充実などによりまして、一人でも多くの方がふるさと本拠を応援していただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

一通りの答弁、ありがとうございました。

実はもう少し笠松のほうで調査をした結果ですが、笠松の応援基金、ふるさと基金ですが、アンケートを実施されて、集計の速報値が出ております。

それを見せていただきますと、寄附された方の年代、10代から20代、30代、40代、50代、60代、

70代以上というふうに分けられておりますが、びっくりしたのは、一番お金の要る世代、30代、40代、50代の方が圧倒的だったんです。お金に比較的余裕の出た方じゃなしに、まだ子育ての真っ最中の30代、40代の方、一番多かったのが40代の方です。その次が30代、そして50代というふうになっております。

職業的に見ると、自営業者とかそういった方ではないんですね、会社員の方なんです。会社員の方が圧倒的に多く寄附をしてみえる。これは、所得税なり住民税の一定の控除があるというのも利用されているかと思いますが、30代、40代の会社員の方、子どもさんが小学校なり中学校なりということで一番大変な時代なのにこういった寄附金制度を活用してみえるということではびっくりしました。まず私は、50代、60代の方じゃないかなと思ったら、どっこい違っていたということで、びっくりしました。

それだけ、ふるさととなり、愛着を持って寄附されたんだなあというふうに思いました。もう1つはお礼の品だそうですね、やっぱり。お礼の品があるかどうかが大きく出ておりました。またインターネットで調べてみますと、全国各地、私の市はこういうものを贈りますよ、一番人気は何ですよ、ランキングはこれですよというふうに、ホームページにもばんばん出ておりました。

そんな中で、本市も特産品があります。例えば、きょうの舩渡議員の質問にもありましたけれども、全国に誇れる特産品の富有柿なんかも、それを贈ったりする。

笠松も実は富有柿を贈っておるそうですね。笠松町でとれておるんじゃないんですけれども、岐阜県の本場の富有柿だということで、富有柿も贈っておるそうですね。それは、そうすることによって、じゃあ、いつの時期が寄附が多いのかなと、これまた聞いてみたら、12月だそうですね。12月が圧倒的に寄附が多いと。それは、次への税制の対策もあるかと思えますし、やっぱりいろんな特産品が贈れるというようなこともあります。

行政の中でできることの中では、例えばこういったふるさと基金、こういったものをお礼の品として岐阜県の本巣市は特産の富有柿がありますよといって贈られれば、贈っていただいて食べてみたらおいしいとなれば、また岐阜県の富有柿を買ってみようというふうに幅が広がってくるんじゃないかと思えます。

また、寄附された金額によっては、先ほど企画部長からの御答弁にもありましたけれども、本巣市には一応温泉があります。桜があるし、キャパ数はちょっと少ないんですけれども宿泊施設もあります。そういったところのペアの宿泊券だとか、半額券だとか、そういったものを活用していただいて本巣市へ足を運んでもらう。足を運んでもらって、そこで本巣市内でお金を使っただく。経済波及効果を少しでも高めることもできたらなと思っております。

先ほど答弁にも、そんなことも考えてみえるということでしたので結構でございますが、私、四季彩館へ行ったときに、私も愛煙家で非常にヘビースモーカーですので、中ではたばこが吸えないので、玄関の外の脇のところではたばこを吸わなきゃならんということで吸っておりました。そうしたら、中のお客さんと話をしまして、どちらから見えたんですかと言ったら、はい、横浜から来ました。私は毎年この四季彩館に泊まっております。ただし、たばこが吸えないので外まで出てこな

きゃならんからあれですねなんていう話をした覚えがあります。

だから、本巢市を愛してくださるいろんな方が全国に見えると思います。だから、発信をもう一つひねっていただいて、事によってはスクラップ・アンド・ビルド、もしくはもう一度事業をブラッシュアップした方法をとれば、小さな特典、余り特別目立つようなことじゃない笠松でもこんなに毎年500万以上の寄附があるということです。本巢市を有効に活用した宣伝効果と納付しやすい環境づくりによって、年間百何万と、年によっては10万とか5万とかいう金額になっていますが、これが何百万になる可能性が十分あると思います。

ぜひそういった寄附をいただき、またこちらからお礼もし、そしてそういう人たちと本巢市がつながっていくことが少しずつ大きな輪となって本巢市をPRしていけるんじゃないかと思っておりますが、そんなことを踏まえながら、最終的な見解をできたら市長さんをお願いしたいと思うんですが、答弁は重複するかもしれませんが、市長の思いだけ聞かせていただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

ふるさと納税制度の応援寄附金ということについて、いろいろ御質問いただき、また答弁をさせていただきます。

このふるさと納税制度をどう捉えるかということに最終的にはつながってくるんだと思うんですけども、純然たる気持ちでそれぞれふるさとを応援したいということで寄附をされている方を本来は目標にしながら、多分この制度がつくられてきたんだろうというふうには思っております。

そういったことで、各県内の市町村を見ても、お返しのものも何も出さないところもございますし、全然一件もないような町、村もございます。そういったことで、このふるさと納税制度をどういう形で使うかということに尽きるんだろうかと思っております。

この笠松の話、そしてきょうの新聞に出ておりました各務原の話なんかもそうですけれども、やはりふるさと納税制度の本来の趣旨、どういうふうにつけるかがありますけれども、市のPRだというふうにとれば、こういった、先ほど来御提案あるようなもっともお返しの特産品をいっぱい出して、そしてそれに魅力を感じて寄附をしていただくと、そしてそれにお礼をしていくというような、そんな仕組みもあるのかなど。市のPRという観点からすれば、こういう制度を使うということも大事なことじゃないだろうかというふうには思っております。

そういったことで、先ほど来部長がお答えもしております特産品等々の拡大を図っていくとかいうこと、そしてまた納付方法は大変私は改善する方法があるんだろうと思っています。今の時代にインターネット等々を使って納付できないような仕組みはおかしい。やはり、寄附する人が窓口に行って金を払い込まなきゃいけないような仕組みというのはいかがかなというふうには思っております。やはりインターネット等を通じながら、ネットバンキングを持ちながら、クレジットカードの決済などをやりながら納付できる、手軽に家にいてもできるような仕組みというのが寄附しよう

という人の、そしてまた手間暇かけずにやっていただける、そんなふうにつながるんじゃないかと思っていて、ぜひこれは検討していきたいと思っていますし、また今御提案のありましたような笠松とか各務原と同じように、納税というものも含めながら、やはりそうじゃなくて市のPR、そしていただいた金で市の振興につながるという観点でこういったことを取り込んでいかなければいけないなと思っております。これから本巣市をPRする手段として、このふるさと納税制度というのは使っていきたいなというふうに思っております。

先ほど来、部長が最後のところでもお答えしましたことと重複いたしますけれども、基本的にはそんな形で進めさせていただければなというふうに思っております。我々も少しでも市の観光振興、そしてまた特産品の開発、そしてまた市のいろんな文化財の保護・保存等々に少しでも御寄附いただけるということであれば、私のほうも大変期待に沿えるような形で取り組めるわけでございますので、ぜひお願いしていきたいなというふうに思っております。これからはしっかりと今御提案があったものを踏まえて進めさせていただきたいというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

ありがとうございました。

市長の思い、しっかり受けとめておきたいと思っております。

それでは、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

あす、8月29日木曜日午前9時から本会議を開会し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

午後1時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員